

三戸町公告第9号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月19日

三戸町長 松尾 和彦

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第3-1号
- (2) 工事名 三戸町防災行政無線等整備工事
- (3) 工事場所 三戸町一円
- (4) 工期 発注者が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から
令和5年3月10日まで
- (5) 工事概要 工種：電気通信工事
- 同報系
- ・親局設備 1式
 - ・遠隔制御局設備 1局
 - ・中継局設備 1局
 - ・再送信子局設備 1局
 - ・屋外拡声子局設備 71局
 - ・戸別受信機 250台
 - ・情報連携システム 1式
- 移動系
- ・統制局設備 1式
 - ・中継局設備 1局
 - ・携帯型無線機 50台
- (6) 予定価格 497,860,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (7) 最低制限価格 設定する。
- (8) 入札参加形態 単体企業のみ入札
- (9) 各会計年度における請負代金の支払限度
令和3年度 請負代金の約50%の金額
令和4年度 請負代金の約50%の金額

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であり、且つ、当該入札に参加するものに必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 三戸町財務規則（昭和49年三戸町規則第1号）第113条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 三戸町一般競争入札（指名競争）参加資格審査申請書の提出がなされており、電気通信工事業に関する特定建設業の許可を有していること。
- (4) 三戸町建設工事の指名競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成10年規則第7号）第5条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定されたものであること。
- (5) 建設業法第26条第1項に規定する、電気通信工事業に関する主任技術者又は同条第2項の監理技術者を専任で配置できること。また、配置する技術者は当該工事の同種工事に従事した実績を有し、本公告時点において、3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- (6) 県内に本社、支店、営業所等を有していること。
- (7) 国、青森県及び三戸町の指名停止の措置を、当該公告の日から入札（開札）日まで受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請したものにあつては、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始決定がなされ、更正手続き開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第255号）の適用を申請したものにあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされ、再生手続き開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- (10) 電気通信工事にかかる経営事項審査の結果の総合評定値が700点以上であること。
- (11) 過去10年間に当該工事の同種工事について元請としての施工実績があること。
- (12) QPSK方式（同報系）及び400MHz（移動系）の主要機器を、自ら設計製造を行っていること。若しくは、設計製造を行っている業者から安定的かつ継続的に供給を受けることができること。
- (13) 電波法第24条の2第1項の点検事業者の登録を受けている者であること。

3 資格の審査

入札参加希望者は、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 受付期間 令和3年4月19日(月)から令和3年4月27日(火)
(ただし、閉庁日を除く。)
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- (3) 提出場所 三戸町役場2階 総務課管財班 (FAXの場合は0179-20-1102)
- (4) 提出書類 (様式は町ホームページよりダウンロードすること。)
 - ①条件付き一般競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
 - ②配置予定技術者調書 (様式第2号)
 - ③施工実績調書 (様式第3号)
 - ④総合評定値通知書の写し
 - ⑤特定建設業許可の写し
 - ⑥登録点検事業者の登録証の写し
 - ⑦機器供給証明書
- (5) その他
 - ①申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。
 - ②資格の審査結果については、令和3年4月28日(水)までに決定し、FAXにより通知する。
 - ③資格を認められなかった者は、不服申立書により令和3年5月10日(月)午後5時までに直接持参により申し立てをすることができる。
不服申立による回答は、令和3年5月12日(水)午後5時までとする。
 - ④提出した申請書または関係書類の虚偽の記載および差し替えは、原則として認めない。
 - ⑤提出された申請書および関係書類は返却しない。

4 設計図書の閲覧

- (1) 期 間 令和3年4月19日(月)から令和3年4月28日(水)
(ただし、閉庁日を除く。)
- (2) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時まで
- (3) 場 所 三戸町役場2階 総務課
- (4) 貸 与 等 入札参加希望者は、設計図書の貸与を受けることができる。(データのコピーを希望する者は、CD-Rを持参すること。)

5 設計図書に対する質問

設計図書に関して質問があるときは、質疑書を持参またはFAXで提出すること。

- (1) 提出場所 総務課防災危機管理班 (FAXの場合は0179-20-1102)
- (2) 提出期限 令和3年4月28日(水)午後5時まで
- (3) 質疑書に対する回答

質疑書に対する回答は、令和3年5月12日（水）午後5時までにFAXで入札参加希望者全員に回答する。

6 現場説明 なし

7 入札（開札）の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和3年5月21日（金）午後2時
- (2) 入札場所 三戸町役場4階 大会議室

8 入札に関する事項

- (1) 入札方法 三戸町郵便入札実施要領（以下「郵便入札」）により執行する。
- (2) 郵送方法 一般書留、簡易書留のいずれかによる。
- (3) 到着期限 令和3年5月20日（木）までに必着のこと。
- (4) 送付先 〒039-0198 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43

三戸町役場総務課管財班 行

- (5) 入札回数 1回とする。

(6) 封筒記載事項

入札書等は封筒に入れ封緘し、表側に宛名、工事番号、入札日及び「入札書在中」の文言を記載するとともに、裏側に差出人住所（法人にあっては所在地）及び差出人名（法人にあっては商号及び代表者氏名）を記載し、封緘しなければならない。

(7) 入札書記載事項

入札書は、ホームページに掲載している指定の様式を使用すること。

①日付：令和3年5月21日

②金額：入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を入札書に記載すること。

(8) 工事費内訳書

①入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった工事費等を記載した工事費内訳書を同封して提出すること。

②工事費内訳書の日付は開札日を記入すること。

③提出された工事費内訳書は返却しない。

9 入札条件

三戸町入札者心得書を順守すること。

10 入札保証金

納付免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、当該者は見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付すること。

11 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除若しくは納付に代えることができる。

(1) 契約者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結

(2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証保険契約を締結

(3) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

① 国債又は地方債

② 政府の保証のある債権

③ 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

④ 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

⑤ その他町長が確実と認めた担保

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を入札（開札）日前日までに提出すること。

なお、入札書郵送後に入札を辞退する場合は、事前に電話で総務課入札担当まで連絡のうえ、入札（開札）日前日までに持参により入札辞退届を提出するものとする。

13 入札（開札）の立会い

(1) 三戸町条件付き一般競争入札に参加できることとなった者（以下「入札参加資格者」）の中から2人を決定し、入札立会依頼書をFAXで送付するので、依頼を受けた者（代表者またはその代理人）は立ち会うこと。

(2) 都合により代表者本人が入札に出席できない場合は、入札立会人委任状により代理人が出席するものとする。

(3) 立会人は、入札前に入札立会人名簿に署名するものとする。

(4) 予定された立会人が当該入札に立ち会わなくなったときには、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

14 入札の無効

(1) 指定された郵送方法以外の方法で入札書等を提出した入札。

(2) 公告で示した入札書等の到着期限を過ぎて到達した入札。

(3) 入札書等を郵送する封筒に指定された事項が記載されていないもの。

(4) 入札書等が郵送された封筒記載の差出人（法人にあっては商号及び代表者氏名）

と入札書等の入札者（法人にあっては商号及び代表者氏名）が相違する入札。

(5) 指定する様式以外の入札書等による入札。

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、当該価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、または当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじを引かせて、落札者を決定する。この場合において、当該入札者が当該入札の立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約する。（契約は仮契約とし、三戸町議会議決後本契約とする。）なお、否決された場合には契約締結が成立しないものとし、且つ、このことにより落札者に損害を生じた場合においても、三戸町は一切その賠償の責に任じないものとする。
- (2) 落札の決定後、契約締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

17 その他

- (1) 申請書または関係書類に虚偽の事項を記載した場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (2) 入札参加者は、各要領・仕様書・設計図書を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (3) 様式等は町ホームページよりダウンロードするものとする。
- (4) 請負者は契約締結時に中間前払または部分払のいずれかを選択することし、契約締結後の変更は認めない。

18 担当課及び所在地

- (1) 名称 三戸町役場 総務課防災危機管理班
- (2) 場所 〒039-0198 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町4-3
電話番号 0179-20-1111（内線2212）
FAX番号 0179-20-1102